

ハーグ条約、ご存知ですか？



ハーグ条約を知っていますか？

ハーグ条約とは、1893年に国際私法の統一を目的に設立されたハーグ国際私法会議で採択された条約のことです。日本は1904年からHCCHに参加しており、全部で39ある条約のうち、子の扶養義務に関するものから遺言の方式に関するものまで6つの条約を締結しています。

これまで日本が締結していなかった他の条約のうち、論議を呼んでいたのが「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」です。

種々の問題を抱えつつ、2013年5月、通常国会でこの条約の締結が承認されました。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約

「子の奪取」とは子の連れ去りのことを言います。1970年代頃から国際結婚・離婚が増加し、一方の親が無断で子どもを国外に連れ出すことが各国で問題視されるようになりました。というのも、国境を越えた子ども（十六歳未満）の連れ去りは、子どもに様々な悪影響を与え得ると考えられているからです。HCCHは、1980年、こうし

た事態発生の防止、発生後の迅速な措置を実現する国際協力の仕組み作りを目的に、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」を採択しました。

これまで締結しなかった理由

日本がこれまで「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」を締結しなかった理由の一つに、国内法の違いと文化差が挙げられています。

日本の民法では離婚後の子どもの共同親権は認められていません。また、日本国内では離婚後の親権は母親が得ることが圧倒的に多いことから、国際結婚後に異国で暮らしていた日本人女性は、離婚後に子どもを連れ帰るケースが多かったそうです。

ハーグ条約締結後に起こる問題

ハーグ条約締結前は、日本に子どもを連れ帰った母親は再渡航しない限り（日本国内にいる限り）、子どもの親権を父親と争う必要がありませんでした。



しかし、ハーグ条約締結後は、「他の締結国に不法に子を連れ去られた」という親権・監護権者（この場合、父親）からの申立てを受けると、日本の行政機関は、子どもを元々居住していた国に返還する措置をとる義務を負うこととなります。そして、親権をめぐる父母間の争い等は、子の返還後に、子が元々居住していた国の裁判所において決着することになります。

ハーグ条約締結前から実は...

しかし、ハーグ条約締結前から、米国の国内法（刑法）では、父母のいずれもが親権（監護権）を有する場合又は離婚後も子どもの親権を共同で有する場合、一方の親が他方の親の同意を得ずに子どもを連れ去る行為は、重大な犯罪（実子誘拐罪）とされています。例えば、米国に住んでいる日本人の親が、他方の親の同意を得ないで子どもを日本に一方的に連れて帰ると、たとえ実の親であっても米国の刑法に違反することとなり、再渡航した際に犯罪被疑者として逮捕される場合があります。また、ICPO（国際刑事警察機構）を通じて誘拐犯として国際手

配される事案も生じています。

求められる支援とは？

文化差などを考慮した上で国際間のルールを定めることは大切なことです。また、子どもの利益のために、親権に関する協議が夫婦間で行われることも大切なことだと思います。しかし、そうした協議は夫婦間に対等な関係性があってこそ実現できるものです。夫婦間にドメスティックバイオレンスの問題がある場合や、経済力や言葉の問題から対等な協議が難しい場合はどうしたらいいのでしょうか？

この「ハーグ条約」に関する連載では、こうした問題を取り上げ考えていく予定です。

一つ一つの問題に丁寧に対応するために、外務省および一部の領事館ではHP上で相談窓口を開設しています。

またJBLineとBlue Soxでは、**十月二十七日午後2時より4時まで**、ブルックライン図書館・ハネマンホールで、「国際結婚とハーグ条約を考える」アットリーチミーティングを開催します。求められる支援を検討するために、皆さんの疑問や意見を交換できる貴重な機会です。奮ってご参加下さい。

(JBLine)ハーバード公衆衛生大学院
長沼